

○総務省告示第四百七十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項第九号の(1)(㊥)及び(2)(㊥)の規定並びに同項第十号の(9)の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第七十号（一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置からの電波の強度に対する安全施設の状況を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月二十七日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前												
[一・二 略] <u>三 搬送ロボット用非接触電力伝送装置については、利用周波数による発射による電波の強度が、次に規定する電波の強度の値を超えないよう措置されていること。</u> <table><tr><th>周波数</th><th>電界強度の実効値 (V/m)</th><th>磁界強度の実効値 (A/m)</th><th>測定条件</th></tr><tr><td>6.765MHz 以上</td><td>二</td><td>$4.9f^{-1}$</td><td>6 分間平均</td></tr><tr><td>6.795MHz 以下</td><td>170</td><td>80</td><td>瞬時値</td></tr></table> <u>注 1</u> f は、MHzを単位とする周波数である。 <u>2</u> 同一場所若しくはその周辺の複数の設備が発射する場合又は一の設備が複数の電波を発射する場合は、電界強度及び磁界強度については各周波数の表中の値に対する割合の自乗和の値が 1 を超えてはならない。 <u>四</u> 前各項における電波の強度の値については、電界強度又は磁界強度を測定する方法で確認するほか、総務大臣が適当と認める方法により確認することができる。	周波数	電界強度の実効値 (V/m)	磁界強度の実効値 (A/m)	測定条件	6.765MHz 以上	二	$4.9f^{-1}$	6 分間平均	6.795MHz 以下	170	80	瞬時値	[一・二 同左] [新設] <u>三 一及び二</u>における電波の強度の値については、電界強度又は磁界強度を測定する方法で確認するほか、総務大臣が適当と認める方法により確認することができる。
周波数	電界強度の実効値 (V/m)	磁界強度の実効値 (A/m)	測定条件										
6.765MHz 以上	二	$4.9f^{-1}$	6 分間平均										
6.795MHz 以下	170	80	瞬時値										
備考 表中の [] の記載及び対象規定の 11 番に添えた添記部を添へ全体にわたって添記は記さない。													